



平成 27 年 10 月 13 日

各 位

会社名 三 洋 貿 易 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 増本 正明
(コード番号:3176 東証第一部)
問合せ先 管理部門担当取締役 鈴木 壽太郎
(電話番号 : 03 - 3518 - 1111)

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社に移行することを決定し、平成 27 年 12 月 17 日開催予定の第 69 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役会の職務執行に対する監査・監督機能を一層強化するとともに、監査・監督と業務執行を分離することによる意思決定の機動性・迅速性向上を目的とし、監査等委員会設置会社に移行することといたします。

(2) 移行の時期

平成 27 年 12 月 17 日開催予定の当社第 69 期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行います。

また、改正会社法により責任限定契約の締結範囲が拡大されたことに伴い、責任限定契約に関する規定の一部を変更いたします。

上記規定の新設、変更および削除に伴う条数の変更その他所要の変更を行います。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 27 年 12 月 17 日（木）

定款変更の効力発生日（予定） 平成 27 年 12 月 17 日（木）

3. その他

監査等委員を含む取締役人事につきましては現時点では未定であり、決定次第お知らせいたします。

以上

【別紙】定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	定款変更案
第1条～第3条 (省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
第4条 (機関) 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 一 取締役会 二 <u>監査役</u> 三 <u>監査役会</u> 四 会計監査人	第4条 (機関) 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 一 取締役会 二 <u>監査等委員会</u> (削除) 三 会計監査人
第5条～第17条 (省略)	第5条～第17条 (現行どおり)
第四章 取締役および取締役会	第四章 取締役および取締役会 <u>ならびに監査等委員会</u>
第18条 (員数) 当社の取締役は9名以内とする。 (新設)	第18条 (員数) <u>①当社の取締役(監査等委員である者を除く。)</u> は9名以内とする。 <u>②当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u>
第19条 (選任) (新設) ① (省略) ② (省略)	第19条 (選任) <u>①取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> ② (現行どおり) ③ (現行どおり)
第20条 (任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (新設)	第20条 (任期) <u>①取締役(監査等委員である者を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>

現行定款	定款変更案
<p>第 21 条 (代表取締役および役付取締役等)</p> <p>①取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって取締役または執行役員のうち 1 名を社長に選定する。</p> <p>③ (省略)</p>	<p>第 21 条 (代表取締役および役付取締役等)</p> <p>①取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u>または執行役員の内 1 名を社長に選定する。</p> <p>③ (現行どおり)</p>
<p>第 22 条 (省略)</p>	<p>第 22 条 (現行どおり)</p>
<p>第 23 条 (取締役会の招集通知)</p> <p>①取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の 4 日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役および監査役全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第 23 条 (取締役会の招集通知)</p> <p>①取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の 4 日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第 24 条 (省略)</p>	<p>第 24 条 (現行どおり)</p>
<p>第 25 条 (取締役会の議事録)</p> <p>取締役会の議事については法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>第 25 条 (取締役会の議事録)</p> <p>取締役会の議事については、<u>法務省令</u>で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 26 条 (取締役への委任)</p> <p><u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第 26 条 (省略)</p>	<p>第 27 条 (現行どおり)</p>
<p>第 27 条 (報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第 28 条 (報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	定款変更案
<p>第 28 条 (取締役の責任免除) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく損害責任の限度額は、法令の定める限度額とする。</p>	<p>第 29 条 (取締役の責任免除) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害責任の限度額は、法令の定める限度額とする。</p>
<p>第 29 条 (省略)</p>	<p>第 30 条 (現行どおり)</p>
<p>第五章 監査役および監査役会</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 30 条 (員数) <u>当社の監査役は 4 名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 31 条 (選任) <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 32 条 (任期) <u>①監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 33 条 (常勤の監査役) 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>第 31 条 (常勤の監査等委員) 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 32 条 (監査等委員会の招集通知) <u>①監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の 4 日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>②監査等委員の全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>第 34 条 (監査役会) <u>①監査役会に関する事項は、法令または定款に定める事項のほか、監査役会の定める監査役会規程による。</u> <u>②監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 4 日前までにこれを発する。ただ</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	定款変更案
<p><u>し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>③監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>第 35 条（監査役会の決議方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>第 36 条（監査役会の議事録） 監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>（新設）</p> <p>第 37 条（報酬等） <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 38 条（監査役の責任免除） <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害責任の限度額は、法令の定める限度額とする。</u></p> <p>第六章 計 算</p> <p>第 39 条～第 42 条（省略）</p>	<p>第 33 条（監査等委員会の決議方法） 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p>第 34 条（監査等委員会の議事録） 監査等委員会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、<u>出席した監査等委員</u>がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第 35 条（監査等委員会規程） <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>第五章 計 算</p> <p>第 36 条～第 39 条（現行どおり）</p>

以 上